

令和 7 年 6 月 9 日

長野県知事 殿

長野県

知事 阿部 守一

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	長野県須坂看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	長野県須坂市臥竜 2-20-1
学長又は校長の氏名	蔵之内 睦美
設置者の名称	長野県
設置者の主たる事務所の所在地	長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2
設置者の代表者の氏名	阿部 守一
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- ☐ 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。
- ☒ 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- ☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	細田 さち子	026-248-8311	suzakakango@pref.nagano.lg.jp
第2号の1	和田 光子	026-248-8311	suzakakango@pref.nagano.lg.jp
第2号の2	和田 光子	026-248-8311	suzakakango@pref.nagano.lg.jp
第2号の3	和田 光子	026-248-8311	suzakakango@pref.nagano.lg.jp
第2号の4	和田 光子	026-248-8311	suzakakango@pref.nagano.lg.jp

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	長野県須坂看護専門学校
設置者名	阿部 守一

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	104 単位	12 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	長野県須坂看護専門学校
設置者名	阿部 守一

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	長野県須坂看護専門学校運営会議
役割	地域のニーズ及び時代の変化に即応し、効率的かつ効果的な学校運営を確保するために、本校の管理運営等に関する事項について審議する

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
須坂市健康福祉部部長	役職在任期間	学校がある自治体
地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立信州医療センター院長	役職在任期間	学識経験者 実習施設、就職先
長野県看護協会会長	役職在任期間	看護職能団体
美須峯同窓会会長	役職2年間	卒業生代表
保護者会会長	役職1年間	保護者代表
(備考) その職にある者に依頼している 《 添付資料 》 長野県須坂看護専門学校運営会議規程 長野県須坂看護専門学校運営会議外部委員名簿		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	長野県須坂看護専門学校
設置者名	阿部 守一

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・授業計画書（シラバス）は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定されている教育内容に則り作成している。 ・実務経験のある教員及び外部講師を選定し、各科目のシラバス内に、学習の目標、授業の進め方、授業スケジュール、使用教科書、参考書、評価方法を明記し、授業開始時に学生に説明している。 ・授業科目の一覧表及びシラバスはホームページに掲載している。 《 添付資料 》 授業科目の一覧表 シラバス	
授業計画書の公表方法	https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
・長野県須坂看護専門学校管理規則第 5 条の 2 及び長野県須坂看護専門学校管理運営規程第 17 条～22 条の規定により成績を評価、認定している。 ・授業開始時に担当講師により、シラバス内に明記された評価方法を学生に説明している。 また、長野県須坂看護専門学校管理運営規程第 27 条第 3 項（4）に規定する講師会議で確認を行い、単位認定をしている。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・ 学生便覧に掲載している長野県須坂看護専門学校管理運営規程第 17 条～22 条に則り、成績を「優、良、可、不可」に分類している。 各科目の評価は、100 点換算して評価し認定している。学年末には成績分布状況を確認し、学生指導を行っている。 ・ 長野県須坂看護専門学校管理運営規程はホームページに掲載 <table border="1"> <caption>基礎分野・専門基礎分野</caption> <tr><th>評価</th><th>取得点数</th></tr> <tr><td>優</td><td>80 点以上</td></tr> <tr><td>良</td><td>70 点以上 80 点未満</td></tr> <tr><td>可</td><td>60 点以上 70 点未満</td></tr> <tr><td>不可</td><td>60 点未満</td></tr> </table> <table border="1"> <caption>専門分野・実習</caption> <tr><th>評価</th><th>取得点数</th></tr> <tr><td>優</td><td>85点以上</td></tr> <tr><td>良</td><td>75点以上85点未満</td></tr> <tr><td>可</td><td>70点以上85点未満</td></tr> <tr><td>不可</td><td>70点未満</td></tr> </table> 《添付資料》 ・ 成績の分布状況(令和 6 年度)		評価	取得点数	優	80 点以上	良	70 点以上 80 点未満	可	60 点以上 70 点未満	不可	60 点未満	評価	取得点数	優	85点以上	良	75点以上85点未満	可	70点以上85点未満	不可	70点未満
評価	取得点数																				
優	80 点以上																				
良	70 点以上 80 点未満																				
可	60 点以上 70 点未満																				
不可	60 点未満																				
評価	取得点数																				
優	85点以上																				
良	75点以上85点未満																				
可	70点以上85点未満																				
不可	70点未満																				
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html																				
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・ ディプロマ・ポリシー及び長野県須坂看護専門学校管理規則第 13 条及び長野県須坂看護専門学校管理運営規程第 24 条に規定し、それに則り講師会議で卒業を決定している。 ・ 長野県須坂看護専門学校管理運営規程をホームページに掲載																					
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/hoshin.html																				

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	長野県須坂看護専門学校
設置者名	阿部 守一

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

（新カリキュラム 1、2、3、4年生）

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療分野		医療専門課程	看護学科			○	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	3, 410／124 単位時間／単位	1700／74 単位時間 ／単位	660／26 単位時間 ／単位	1050／24 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位
			単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
160人	153人	0人	12人	112人	124人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 実務経験のある教員及び外部講師を選定し、各科目のシラバス内に、学習の目標、授業の進め方、授業スケジュール、使用教科書、参考書、評価方法を明記し、学生に配布し説明している
成績評価の基準・方法
（概要） ・長野県須坂看護専門学校管理規則第5条の2及び長野県須坂看護専門学校管理運営規程第17条～22条の規定により評価、認定している。 ・授業開始時に担当講師により、シラバス内に評価の方法を明記し、学生に説明している。 また、長野県須坂看護専門学校管理運営規程第27条第3項（4）に規定する講師会議で単位認定確認を行い、認定している。

卒業・進級の認定基準																					
【様式第2号の3より再掲】 ・学生便覧に掲載している長野県須坂看護専門学校管理運営規程第 17 条～22 条に則り、成績を「優、良、可、不可」に分類している。 ・各科目の評価は、100 点換算して評価し認定している。学年末には成績分布状況を確認し、学生指導を行っている。																					
基礎分野・専門基礎分野	専門分野・実習																				
<table border="1"> <tr> <th>評価</th><th>取得点数</th></tr> <tr> <td>優</td><td>80 点以上</td></tr> <tr> <td>良</td><td>70 点以上 80 点未満</td></tr> <tr> <td>可</td><td>60 点以上 70 点未満</td></tr> <tr> <td>不可</td><td>60 点未満</td></tr> </table>	評価	取得点数	優	80 点以上	良	70 点以上 80 点未満	可	60 点以上 70 点未満	不可	60 点未満	<table border="1"> <tr> <th>評価</th><th>取得点数</th></tr> <tr> <td>優</td><td>85点以上</td></tr> <tr> <td>良</td><td>75点以上85点未満</td></tr> <tr> <td>可</td><td>70点以上85点未満</td></tr> <tr> <td>不可</td><td>70点未満</td></tr> </table>	評価	取得点数	優	85点以上	良	75点以上85点未満	可	70点以上85点未満	不可	70点未満
評価	取得点数																				
優	80 点以上																				
良	70 点以上 80 点未満																				
可	60 点以上 70 点未満																				
不可	60 点未満																				
評価	取得点数																				
優	85点以上																				
良	75点以上85点未満																				
可	70点以上85点未満																				
不可	70点未満																				
学修支援等																					
(概要) 教員による学習指導や担任による学習面での面接指導、国家試験対策等 学生支援員、進路アドバイザー、カウンセリング等の人員を配置																					

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31 人 (100%)	1 人 (3%)	30 人 (96.7%)	1 人 (0.03%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) ・進路担当を窓口 to 情報を発信し、担任を中心に希望者には面談している。 ・学内に就職コーナーを設け、病院情報やインターンシップ、就職試験の情報等をつつでも見ることができるようにしている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 卒業により高度専門士の称号及び看護師国家試験受験資格が得られる			
(備考) (任意記載事項) 看護師国家試験を受験し 96.8%合格			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
153 人	3 人	1%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 進路に迷いがある等の訴えがあった場合には学生と面接を行い、本人の意思を確認している。また、学生個々の状況を考慮し、早急に結論を出さず休学等により考える時間を確保する方法もあることを伝えている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	84,600 円	234,600 円	70,800 円	その他は入寮生のみ寄宿料 (年間)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
日本学生支援機構奨学金制度				
長野県看護職員修学資金貸与制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
・ 主な評価項目 (1)教育理念・教育目標・方針 (2)教育課程 (3)教育活動・教育指導のあり方 (4)組織・管理運営 (5)教育環境 (施設整備) (6)学生の受け入れ (7)卒業生の状況 (8)社会貢献 (9)研修・研究活動 (10)学校評価・法令厳守 ・ 学校関係者評価委員 (外部 5 名: 地方公共団体、看護現場、学識経験者、卒業生、保護者) と学校職員 19 名で学校運営委員会を構成し、学校運営会議を行う。 ・ 学生、保護者アンケートの結果を含めた年 1 回の学校自己評価を行い、学校運営会議において委員の方々から意見をいただく。 ・ 継続して学校自己評価をしていく中で、評価結果を当校の教育活動の質の向上、地域関係機関との連携強化に活用できるよう課題を認識し、社会から期待される人材育成に努めていく。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
地元市健康福祉部長	役職の在任期間	地方公共団体
実習病院院長	役職の在任期間	学識経験者
県看護協会会長	役職の在任期間	職能団体の長
同窓会長	役職 2 年間	卒業生代表
保護者会長	役職 1 年間	保護者代表
学校関係者評価結果の公表方法 ホームページに掲載		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakakango/shokai/gakko/kyouikuzyohou.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H120220700014
学校名（〇〇大学 等）	長野県須坂看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	阿部 守一

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		20人（6）人	20人（6）人	20人（6）人
内 訳	第Ⅰ区分	10人	8人	
	（うち多子世帯）	（ 2人）	（ 2人）	
	第Ⅱ区分	3人	5人	
	（うち多子世帯）	（ 1人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	4人	5人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 2人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	3人	2人	
	区分外（多子世帯）	1人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				20人（6）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	1人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	2人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	1人
3月以上の停学	0人
年間計	1人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	2人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	4人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	4人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。